

返金制度(職業紹介事業)

事業所名:株式会社iHOLON

弊社の紹介により就職した者(被採用者)が自己都合により入社後3ヶ月未満に退職した場合、求人は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を下記の表に従い弊社に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合(名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない)は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。